令和６年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

北名古屋市役所 税務課

提出期限：令和６年１月３１日（水）

地方税法第３８３条の規定により、賦課期日（令和６年１月１日）現在において北名古屋市に償却資産を所有される方は、申告書類の提出をお願いします。

前年度までの申告資産に増減がない、廃業、解散、転出等の場合も申告が必要です。

○ 提出について

事務処理の都合上、**令和６年１月22日（月）**までの提出にご協力をお願いします。

※　郵送で提出する場合、申告書控に受付印が必要な方は、返送用封筒および切手を同封してください。同封がない場合は、返送できません。

提出先・問い合わせ先
北名古屋市役所　税務課　償却資産担当
〒481-8531　愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
TEL　0568-22-1111

～ eLTAX（エルタックス）による電子申告 ～

償却資産の申告は、インターネットを利用した電子申告ができます。
電子申告をする場合は、利用届出事前審査など手続きが必要となります。
詳しくは、eLTAX ホームページをご覧ください。

申告をしない場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をしない場合や虚偽の申告をした場合は、地方税法の規定により過料等を課せられることがありますので、期限までに必ず申告してください。

郵送提出の際は、切り取り宛名ラベルとしてご利用ください。

この「申告の手引」は、令和５年９月末現在において作成しています。

✂キリトリ

〒481－8531
北名古屋市西之保清水田 15 番地
北名古屋市役所 税務課
償却資産担当　行
（償却資産申告書在中）

もくじ

Ⅰ　提出書類 …… 2
Ⅱ　償却資産のあらまし …… 3
1　償却資産の範囲 …… 3
(1)　申告の対象となる資産 …… 3
(2)　申告の対象とならない資産 …… 3
(3)　少額資産の取扱いについて …… 3
(4)　リース資産の取扱いについて …… 4
(5)　建物附属設備における家屋と償却資産の区分 …… 4
(6)　家屋と償却資産の区分表 …… 5
2　償却資産の評価 …… 6
(1)　評価額の計算 …… 6
(2)　取得価額 …… 6
(3)　耐用年数 …… 6
3　課税標準の特例が適用される資産 …… 7
4　非課税となる資産 …… 8
5　税率・税額 …… 8
6　償却資産の免税点 …… 8
7　国税の取扱いとの比較 …… 8
8　実地（書類）調査への協力のお願いと修正申告について …… 8
Ⅲ　償却資産申告書の書き方 …… 9
1　償却資産申告書の記入例 …… 9
2　種類別明細書の記入例 …… 10
Ⅳ　個人番号・法人番号の記入および確認資料について …… 12

Ⅰ　提出書類

1　償却資産申告書（償却資産課税台帳）… 記入例は９ページ参照

資産の増減のあるなしにかかわらず、提出してください。

増減がない場合は、申告書の備考欄の「2 増減なし」を〇で囲んで提出してください。

※　決算期以降、賦課期日（令和６年１月１日）現在までの間の取得資産について、申告もれのないようご注意ください。なお、台帳等が未整理のため今回の申告書に記入できない資産は、台帳等の整理がつき次第すみやかに修正申告をお願いします。

2　種類別明細書（増加資産・全資産用、減少資産用）… 記入例は 10､11 ページ参照

令和５年１月２日から令和６年１月１日までに増加または減少した資産について記入してください。

今回初めて申告される方は、賦課期日（令和６年１月１日）現在所有されている全ての償却資産を申告してください。

3　課税標準の特例が適用される資産の添付書類 … ７ページ参照

地方税法第 349 条の３、同法附則第 15 条等の規定により「課税標準の特例」が適用される資産を取得した場合は、その認定を受けたことの分かる書類の写し、**令和５年４月１日以降に先端設備を取得した場合は「先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート」**の提出もお願いします。

※「先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例チェックシート」は市ホームページに記載しています。

ホームページアドレス：https：//www.city.kitanagoya.lg.jp/zeimu/files/upload/files/chekkusi-to.pdf

4　個人番号を確認する書類 … 12 ページ参照

Ⅱ　償却資産のあらまし

1　償却資産の範囲

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業を営むために必要な有形の固定資産で、法人税法または所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

償却資産を資産の種類で分類すれば、次のようになります。

資産の種類		資産例
第１種	構築物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、電力引込設備、LAN 設備等
第２種	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、土木建設機械、各種産業用機械、駐車場機械装置等
第３種	船舶	遊覧船、ボート、はしけ、漁船等
第４種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第５種	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0､00 から 09 および 000 から 099」、「9､90 から 99 および 900 から 999」の車両)、台車等
第６種	工具、器具及び備品	パソコン、コピー機、陳列ケース、看板（ネオンサイン)、医療機器、自動販売機、ルームエアコン、応接セット等

⑴　申告の対象となる資産

令和６年１月１日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次の資産も申告の対象となります。

ア　建設仮勘定で経理されている資産

イ　薄外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

ウ　償却済資産（耐用年数が経過した資産）

エ　遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

オ　未稼働資産（すでに完成しているが、いまだ稼働していない資産）

カ　福利厚生の用に供する資産

キ　改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います）

⑵　申告の対象とならない資産

ア　自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（小型フォークリフト等）

イ　無形固定資産（ソフトウェア、特許権等）

ウ　繰延資産（開業費等）

エ　耐用年数１年未満のもの

⑶　少額資産の取扱いについて

償却資産において、地方税法の規定に基づき申告の対象から除外される「少額資産」は、次の①～③のとおりです。ただし､③の取得価額 20 万円以上､④および⑤に該当する資産は、償却資産の申告対象となります。

①　使用可能期間が１年未満のものまたは、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

②　取得価額 20 万円未満の資産のうち３年間で一括償却したもの

③　法人税法第 64 条の２第１項、所得税法第 67 条の２第１項に規定するリース資産で取得価額 20 万円未満のもの

④　租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産（※1）

⑤　金額にかかわらず、個別に減価償却することを選択した資産

<table>
<tr><th></th><th>償却方法 ＼ 取得価額</th><th>10万円未満</th><th>10万円以上
20万円未満</th><th>20万円以上
30万円未満</th><th>30万円以上</th></tr>
<tr><td>①</td><td>一時損金算入
［法人税法施行令第133条
所得税法施行令第138条］</td><td colspan="2">申告対象外</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>②</td><td>3年間で一括償却
［法人税法施行令第133条の2第1項
所得税法施行令第139条第1項］</td><td colspan="3">申告対象外</td><td></td></tr>
<tr><td>③</td><td>リース資産
［法人税法第64条の2第1項
所得税法第67条の2第1項］</td><td colspan="2">申告対象外</td><td colspan="2">申告対象</td></tr>
<tr><td>④</td><td>中小企業特例
［租税特別措置法第28条の2
同法第67条の5　等］※1</td><td colspan="3">申告対象</td><td></td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>個別減価償却</td><td colspan="4">申告対象</td></tr>
</table>

※1　中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和6年3月31日までに取得した、取得価額30万円未満の資産です。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。
（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）

⑷　リース資産の取扱いについて

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則としてその資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として扱われますが、償却資産においては、従前のとおり申告義務はリース会社にあります。

ただし、上図③のとおり取得価額が20万円未満の場合は申告対象外です。

⑸　建物附属設備における家屋と償却資産の区分

建物附属設備については、家屋と償却資産に区分して課税されます。一般的に、独立性の強い機器や特定の生産または業務の用に供されるものは、償却資産として取扱います。

賃借人（テナント）等が賃借している家屋に取り付けた内装および建築設備は、償却資産として賃借人（テナント）等に申告義務があります。

共同住宅　（家屋は別途課税されます。）

◯は申告の対象となります。
※（　）内は耐用年数です。

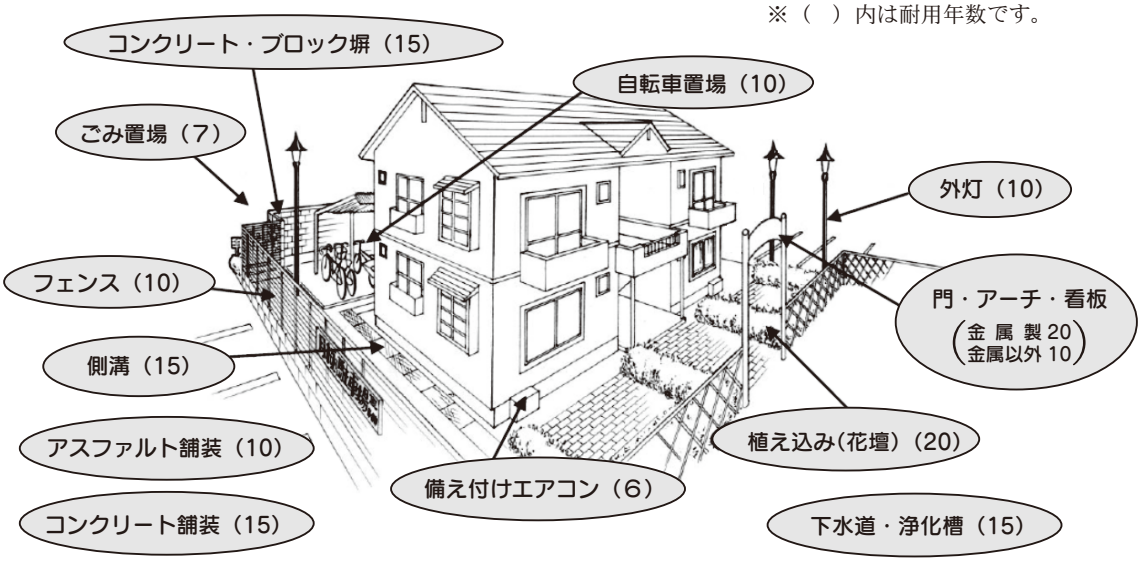

⑹　家屋と償却資産の区分表

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有関係			
			自己所有		借　家	
			家屋（申告不要）	償却資産（申告）	家屋（申告不要）	償却資産（申告）
建設工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管、配線、端子盤等	○			○
	LAN 設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管、配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機等		○		○
		上記以外の設備	○			○
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ		○		○
		配管、配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス・床暖房用等）、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		○		○
		屋外の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○
	消火設備	消火器、避難器具、ホースおよびノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産または業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産または業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物用専用昇降機（ダムウェーター）等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテル、百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀、緑化施設等）		○		○

２　償却資産の評価

⑴　評価額の計算

償却資産の評価額は、申告した資産に取得年月、取得価額および耐用年数を基礎として計算します。

ただし、評価額の最低限度は取得価額の５％で、それ以上は減価しません。

〇前年中（令和５年中）に取得した資産の評価額

評価額　＝　取得価額　×　前年中取得の減価残存率

〇前年前（令和４年以前）に取得した資産の評価額

評価額　＝　前年度（令和５年度）評価額　×　前年前取得の減価残存率

《計算例》

令和５年８月に取得価額 300,000 円、耐用年数４年のものを購入した場合

令和６年度評価額＝300,000 円 ×0.781（減価残存率）＝234,300 円

令和７年度評価額＝234,300 円 ×0.562（減価残存率）＝131,676 円（小数点以下切り捨て）

⋮

令和11年度評価額＝23,373 円 ×0.562（減価残存率）＝13,135 円 <15,000 円（取得価額の 5%）

※　令和11 年度に評価額が取得価額の 5%を下回るため、令和11 年度からは資産が北名古屋市にある限り評価額は 15,000 円となります。

⑵　取得価額

取得価額の算出方法は、法人税または所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額は取得価額に含めてください。

⑶　耐用年数

耐用年数は、法人税または所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（耐用年数省令）別表第1、第２、第５および第６に掲げる年数を適用しますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

ア　中古見積耐用年数……耐用年数省令第３条の規定により見積もりした耐用年数

イ　短縮耐用年数……法人税法または所得税法の規定により、国税局長に承認を受けた資産は、耐用年数の短縮が適用されます。承認通知書の写しを提出してください。

（参　考）　　減　価　残　存　率　表

耐用年数	償却率	減価残存率		耐用年数	償却率	減価残存率	
		前年中に取得したもの	前年前に取得したもの			前年中に取得したもの	前年前に取得したもの
2	.684	.658	.316	15	.142	.929	.858
3	.536	.732	.464	16	.134	.933	.866
4	.438	.781	.562	17	.127	.936	.873
5	.369	.815	.631	18	.120	.940	.880
6	.319	.840	.681	19	.114	.943	.886
7	.280	.860	.720	20	.109	.945	.891
8	.250	.875	.750	22	.099	.950	.901
9	.226	.887	.774	25	.088	.956	.912
10	.206	.897	.794	30	.074	.963	.926
11	.189	.905	.811	35	.064	.968	.936
12	.175	.912	.825	40	.056	.972	.944
13	.162	.919	.838	45	.050	.975	.950
14	.152	.924	.848	50	.045	.977	.955

３　課税標準の特例が適用される資産

地方税法第３４９条の３、同法附則第１５条等に該当する資産には、税負担の軽減を図るため、課税標準の特例が適用されます。

〈課税標準の特例（わがまち特例）の一例〉

「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」とは、地方団体が地域の実情に応じて、地方税法の定める範囲内で特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みです。

下記以外にも特例はありますので、ご不明な場合はお問い合わせください。

特例対象	適用期間	特例率	対象資産の例	添付書類
認定経営革新等支援機関の認定を受けた投資利益率５%以上の投資計画に記載された右記設備 （令和５年４月１日から令和７年３月31日まで取得分）	取得後３年度分	１/２	〈機械及び装置〉 １台または１基の取得価額が160万円以上	・先端設備等導入計画に係る認定申請書(写)および認定書(写) ・先端設備等導入計画に関する確認書(写) ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書(写) ・リース会社の申告(※1) ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写)(※2) ・先端設備チェックシート
	賃上げ表明（※２）した場合 特例率１/３ （取得後５年度分 令和５年４月１日から令和６年３月31日までに取得した資産） （取得後４年度分 令和６年４月１日から令和７年３月31日までに取得した資産）		〈測定工具及び検査工具〉 １台または１基の取得価額が30万円以上	
			〈器具及び備品〉 １台または１基の取得価額が30万円以上	
			〈建物附属設備〉 一の建物附属設備の取得価額が60万円以上	
中小企業等が先端設備導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した右記設備 （先端設備等導入計画認定後から令和５年３月31日まで取得分）	取得後３年度分	０ （ゼロ）	〈構築物〉 販売開始から14年以内で、取得価額が120万円以上のもの	・先端設備等導入計画に係る認定申請書(写)および認定書(写) ・認定支援機関の確認書(写) ・工業会等の証明書(写) ・リース会社の申告(※1)
			〈機械及び装置〉 販売開始から10年以内で、1台または1基の取得価額が160万円以上のもの	
			〈測定工具及び検査工具〉 販売開始から5年以内で、1台または1基の取得価額が30万円以上のもの	
			〈器具及び備品〉 販売開始から6年以内で、1台または1基の取得価額が30万円以上のもの	
			〈建物附属設備〉 販売開始から14年以内で、一の取得価額が60万円以上のもの	
再生可能エネルギー（太陽光）発電設備（※3）	取得後３年度分	2/3	太陽光発電設備 （1,000kw未満）	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写)
		3/4	太陽光発電設備 （1,000kw以上）	

※１　リース会社が申告する場合は、固定資産税軽減計算書（写）、リース契約書（写）を併せて提出してください。

※２　賃上げ方針を計画内に位置づけて従業員に表明した場合は、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）を併せて提出してください。

※３　再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備は対象外です。

４　非課税となる資産

地方税法第３４８条または同法附則第１４条に規定されている資産は、非課税となります。

５　税率・税額

税率は 1.4％です。

《計算例》

課税標準額が、2,367,900 円の場合の年税額

2,367,000 円（1,000 円未満切り捨て）×1.4％（税率）＝ 33,138 円　　税額 33,100 円（100 円未満切り捨て）

６　償却資産の免税点

償却資産の課税標準額（合計額によって判定）が１５０万円未満の場合は、課税されません。

課税されるかどうかは、課税標準額の算出した結果により判定しますので、資産の多少にかかわらず必ず申告をしてください。

７　国税の取扱いとの比較

項　　目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（法人税・所得税）の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法	一般の資産は定率法、定額法の選択制
特別償却・割増償却	認められません	認められます
圧縮記帳の制度	認められません （圧縮額は取得価額に含める）	認められます
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２）	月割償却
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の５	備忘価額（１円）まで
増加償却	認められます	認められます
改良費 （税務会計上は資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価、一部合算も可

８　実地（書類）調査へのご協力のお願いと修正申告について

本市では、地方税法第３５３条第１項および第４０８条の規定に基づき、償却資産の実地（書類）調査を行っていますので、ご協力をお願いします。

また、この調査等に伴い、修正申告をお願いすることもあります。この場合の課税年度は、過年度に係る該当資産がある場合には、現年度だけでなく過年度（地方税法第 17 条の５の規定に基づき、最大で過去５年度）にも遡及となりますので、ご承知おきください。

Ⅲ　償却資産申告書の書き方

1　償却資産申告書の記入例

※郵送で提出する場合、申告書控に受付印が必要な方は必ず返信用封筒と切手の同封をお願いします。

【1住所　2氏名】
個人の方は、自宅の住所または送付先を記入してください。また印字された住所、氏名に変更がある場合は二重線で訂正してください。住所と納税通知書の送付先が異なる場合は納税通知書の送達先を記入してください。

【15市(区)町村内における事業所等資産の所在地】
事業所の所在地を記入してください。

受付印

令和　6　年　1　月　20　日
（あて先）　北名古屋市長

令和　6　年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード　29000381－29000381

第二十六号様式（提出用）

所有者
1 住所（又は納税通知書送達先）：〒481-0033 きたなごやしにしのほうしみずだ　ばんち　北名古屋市西之保清水田15番地（電話　22－1111）
2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）：きたなごやこうぎょう　かぶしきかいしゃ　北名古屋工業　株式会社　北名古屋　一郎（屋号　）

3 個人番号又は法人番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
4 事業種目（資本金等の額）：機械部品製造業（300百万円）
5 事業開始年月：昭和　58　年　4　月
6 この申告に応答する者の係及び氏名：経理課　御榊二郎（電話　22-1111）
7 税理士等の氏名：鹿田三郎（電話　23-6111）

8 短縮耐用年数の承認　有・無
9 増加償却の届出　有・無
10 非課税該当資産　有・無
11 課税標準の特例　有・無
12 特別償却又は圧縮記帳　有・無
13 税務会計上の償却方法　定率法・定額法
14 青色申告　有・無

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの（イ）	前年中に減少したもの（ロ）	前年中に取得したもの（ハ）	計（（イ）－（ロ）＋（ハ））（ニ）
1 構築物	1,295,000			1,295,000
2 機械及び装置	3,950,000	1,800,000	3,250,000	5,400,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	700,000	400,000	200,000	500,000
7 合計	5,945,000	2,200,000	3,450,000	7,195,000

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地：① 北名古屋市鹿田1－1　②　③
16 借用資産（有・無）：貸主の名称等　名古屋市××区×××1-2　北名古屋リース株式会社　052-×××-××××
17 事業所用家屋の所有区分：自己所有・借家

資産の種類	評価額（ホ）	決定価格（ヘ）	課税標準額（ト）
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

この欄に記入は不要です。
※ただし、電算処理による全資産申告をされる場合は、記入してください。

18 備考（添付書類等）　該当する項目に○を付けてください。
①資産増減あり　2 増減なし　3 該当資産なし
4 廃業・解散・転出等（令和　年　月　日）
（例）・令和5年○月、合併により社名変更
・令和5年○月、□□死亡のため△△に所有者変更
・令和5年○月廃業

【取得価額】
（イ）…昨年までの申告に基づき所有資産の取得価額を印字しています。
取得価額に変更がある場合は二重線で訂正してください。
初めて申告される方は所有資産の情報がないため取得価額は印字されていません。
（ロ）…前年中に減少した資産の合計額を種類別に記入してください。
（ハ）…前年中に取得した資産の合計額を種類別に記入してください。
（ニ）…1月1日現在の全資産の合計額を種類別に記入してください。

【18 備考】該当する項目に○をつけてください。
1 増加資産あり
前回の申告から資産の異動があった場合
2 増減なし
前回の申告から資産の異動がない場合
3 該当資産なし
申告する資産がない場合
4 廃業・解散・転出等
北名古屋市内に資産がなくなった場合は、該当する項目を○で囲み、年月日を記入してください。

2　種類別明細書の記入例
（増加資産・全資産用）

【資産の種類】

資産の種類に記載する数字は次のとおりです。

構築物（建物附属設備）	1
機械及び装置	2
船舶	3
航空機	4
車両及び運搬具	5
工具、器具及び備品	6

【摘要】

次のような事項を記入してください。

課税標準の特例
割賦販売資産
耐用年数の変更
短縮耐用年数
増加資産の名称
等の表示
その他、価額の決定について必要な事項

令和　6　年度

北名古屋市
種類別明細書（増加資産・~~全資産用~~）

第二十六号様式別表一（提出用）

所有者コード	※
2 9 0 0 0 3 8 1	

所有者名	1枚のうち 1枚目
北名古屋工業　株式会社	

判別コード	行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額 (イ)	耐用年数	減価残存率 (ロ)	価額 (ハ)	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額	増加事由	摘要
1	01	2		高速旋盤	1	3・4・⑤	5	4	3,250,000	12	0.					①2 3・4	特例
1	02	6		パソコン	1	3・4・⑤	5	7	200,000	4	0.					①2 3・4	
1	03					3・4・5					0.					1・2 3・4	
1	04										0.					1・2 3・4	
1	05										0.					1・2 3・4	
1	06										0.					1・2 3・4	
1	07										0.					1・2 3・4	
1	08										0.					1・2 3・4	
1	09										0.					1・2 3・4	
1	10																
1	11																
1	12																
1	13																
1	14																
1	15																
1	16																
1	17																
1	18																
1	19																
1	20																
				小計	2				3,450,000								

この欄に記入は不要です。

資産の種類、資産の名称等から耐用年数、摘要（該当のある場合）の記載をお願いします。

【取得年月】

年号は該当する番号を囲んでください。

昭和	3
平成	4
令和	5

年月は数字で記入してください。

【耐用年月】

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別表第1、第2、第5および第6に掲げる耐用年数を記入してください。（6ページ参照）

【取得価額】

資産を取得するために要した額（購入手数料、関税、据え付け費、引取運賃、運送保険料等を含む）を記入してください。
また、次の項目にご留意ください。
① 圧縮記帳は、固定資産税の評価上認められていません。
　圧縮記帳前の取得価額で申告してください。
② 事業用と非事業用の両方で使用する資産はその費用の取得価額全額を記載してください（事業割合による取得価額の按分は認められていません）。
③ 店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積り、記入してください。

注意「取得年月」の欄の年号については、3昭和、4平成、5令和とし、いずれか年号に対応する数字に○を付けてください。
「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○を付けてください。

（減少資産用）

前年度の資産（昨年申告分）
令和５年１月１日現在

償却資産細目一覧表

氏名
北名古屋工業　株式会社

（　宛名番号　29000381　）　１ページ

	資産番号	種類	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期 号	年	月	耐用年数	取得価額（円）	特例非課税
1	35900101	1	舗装路面	1	3	58	8	15	515,000	
2	35900102	1	金網フェンス	1	3	58	7	10	780,000	
3	41700101	2	高速旋盤 KS-77	1	4	16	5	12	1,800,000	→㋐本年中に全部減少した場合
4	41700102	2	油圧プレス（15t）	1	4	16	5	12	2,150,000	
5	61100102	6	コピー機	5	4	20	2	5	500,000	→㋑本年中に一部（移動により数量2取得価額 200,000円）減少した場合
6	61100103	6	テレビ	1	4	20	4	5	200,000	→㋒本年中に全部減少した場合
7										
8										

	資産番号	種類	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期 号	年	月	耐用年数	取得価額（円）	特例非課税
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										

令和　6　年度

北名古屋市
種類別明細書（減少資産用）

第二十六号様式別表二（提出用）

所有者コード	※
2 9 0 0 0 3 8 1	

所有者名	1 枚のうち 1 枚目
北名古屋工業　株式会社	

	判別コード	行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額（十億 百万 千 円）	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1売却 2滅失 3移動 4その他	1全部 2一部	摘要
㋐	3	01	2	41700101	高速旋盤 KS-77	1	3 ④ 5	16	5	1,800,000	12	17	1・②・3・4	①・2	破損のため
㋑	3	02	6	61100102	コピー機	2	3 ④ 5	20	2	200,000	5	21	1・2・③・4	1・②	○○市△-△-△へ移動
㋒	3	03	6	61100103	テレビ	1	3 ④ 5	20	4	200,000	5	21	①・2・3・4	①・2	××商業株式会社へ売却
	3	04					3・4						1・2・3・4	1・2	
	3	05					3・4						1・2・3・4	1・2	
	3	06													
	3	07													
	3	08													
	3	09					3・4 5								
							3・4 5								
							3・4 5								
	3	12					3・4 5						1・2・3・4	1・2	
	3	13					3・4 5						1・2・3・4	1・2	
	3	14					3・4 5						1・2・3・4	1・2	
	3	15					3・4 5						1・2・3・4	1・2	
	3	16					3・4 5						1・2・3・4	1・2	
	3	17					3・4 5						1・2・3・4	1・2	
	3	18					3・4 5						1・2・3・4	1・2	
	3	19					3・4 5						1・2・3・4	1・2	
	3	20					3・4 5						1・2・3・4	1・2	
					小計	4				2,200,000					

償却資産細目一覧表から取得年月を転記してください。

同封の償却資産細目一覧表を参考に減少資産のみ記入してください。

【摘要】
次のような事項を記入してください。
1 売　却…売却先の名称等
2 滅　失…滅失の理由
3 移　動…受入れ先の所在地等
4 その他…減少の事由等

注意「取得年月」の欄の年号については、３昭和、４平成、５令和とし、いずれか年号に対応する数字に○を付けてください。

Ⅳ　個人番号・法人番号の記入および確認資料の添付について

償却資産申告書には、個人の場合は個人番号（マイナンバー）、法人の場合は法人番号の記入が必要です。

また、申告書を提出する際にマイナンバーおよび本人確認書類等を提示（郵送の場合は写しを添付）してください。

１　本人が申告書を提出する場合（いずれか１点）

・マイナンバーカード

・住民票（マイナンバー記載あり）および本人確認書類（運転免許証等）

２　代理人が申告書を提出する場合

・委任状

・本人のマイナンバーカードまたは住民票（マイナンバー記載あり）

・代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※ 法人番号を記入した申告書を提出する際の本人確認書類は不要です。

※ 電子申告を利用する際の本人確認書類は不要です。